

件名: 令和8年度プリンターカートリッジ等の購入

質問に対する回答

質 問 事 項	回 答
<p>契約書(案)第24条について、プリンターメーカーによる価格改定があった場合などに、価格改定協議を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>契約書(案)第24条第1項のとおり、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、協議をすることは可能です。</p>